

田原市いじめ問題調査委員会及び田原市いじめ問題再調査委員会
条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 田原市いじめ問題調査委員会（第2条—第10条）

第3章 田原市いじめ問題再調査委員会（第11条—第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき設置するいじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。）のための対策に係る組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 田原市いじめ問題調査委員会

（設置）

第2条 法第28条第1項の規定に基づき、田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、田原市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係について調査審議し、答申する。

（組織）

第4条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理し、次条に規定する会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 調査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

第3章 田原市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第11条 法第30条第1項の規定による報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、田原市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第12条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、市長が任命したときから当該諮問に係る答申が終了したときまでとする。

(準用)

第14条 第4条及び第6条から第10条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第4条第2項及び第7条第1項中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36

年田原町条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | |
|------------------|-------|
| 行政不服審査会の委員及び専門委員 | 9,500 |
|------------------|-------|

を

」

「

| | |
|------------------|-------|
| 行政不服審査会の委員及び専門委員 | 9,500 |
| いじめ問題調査委員会委員 | 9,500 |
| いじめ問題再調査委員会委員 | 9,500 |

に

」

改める。